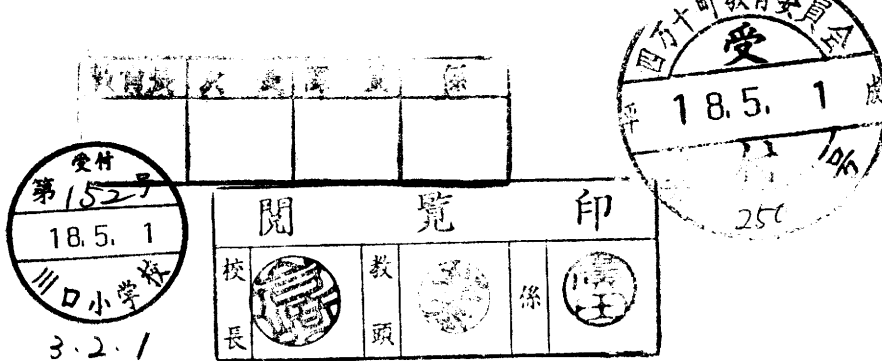




18高教職第131号
平成18年4月26日

各市町村（学校組合）教育長 様

教 職 員 課 長

児童手当法の改正に伴う取扱い等について（通知）

児童手当の拡充を含む「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成18年4月1日から施行されました。

本改正により、支給対象年齢が小学校第3学年修了前から小学校修了前まで拡大され、併せて、所得制限が緩和されました。

つきましては、法令に基づく児童手当の認定、支給等の取扱い等は下記のとおりですので、貴管内学校に周知するとともに、該当教職員については適正な取扱いがなされるよう、ご指導をお願いします。

記

1 制度改正等の概要

- (1) これまで3歳以上小学校第3学年修了前（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を支給対象としていた児童手当法（以下「法」という。）附則第7条及び第8条給付の支給期間が、小学校修了前（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）までに延長されたこと。
- (2) (1)に伴う経過措置が設けられたこと。
- (3) 所得制限限度額が引き上げられたこと。

2 改正後の児童手当の種類（児童手当法上の区分）

	区 分	支給対象年齢	所得制限限度額	根 拠
(1)	本則給付 (児童手当)	0～3歳未満	児童手当の所得制限として政令で定める額	法第4条第1項 施行令第1条
(2)	法附則第6条給付 (特例給付)		特例給付の所得制限として政令で定める額	法附則第6条第1項 施行令第1条
(3)	法附則第7条給付 (小学校修了前特例給付)	3歳以上12歳 に達する日以	(1)に同じ	法附則第7条
(4)	法附則第8条給付 (小学校修了前特例給付)	後の最初の3 月31日まで	(2)に同じ	法附則第8条

3 経過措置

平成18年4月1日において、今回の制度改正に伴い、新たに支給要件に該当することとなった者又は支給対象児童が増えることとなった者が、同年9月30日までに新規認定又は増額改定請求

をしたときは、同年4月分から手当が支給されます。

4 所得制限限度額表（平成18年4月1日から）

扶養親族等の数	本則給付 法附則第7条給付	法附則第6条給付 法附則第8条給付
0人	460万0千円	532万0千円
1人	498万0千円	570万0千円
2人	536万0千円	608万0千円
3人	574万0千円	646万0千円
4人	612万0千円	684万0千円
5人	650万0千円	722万0千円

（注）

- 1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

5 制度改正に伴う認定等の取扱い

- (1) 平成18年3月31日まで小学校第3学年修了前特例給付の支給対象であった小学校4年生になった児童を同年4月1日以降も引き続き養育している者

平成18年3月31日まで改正前の法における「小学校第3学年修了前特例給付」を受給していた小学校4年生になった児童を養育する者については、継続支給となります。これに伴う特段の手続きは必要ありません。

- (2) 現在、小学校5・6年生の児童（平成6年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた者）を養育している者で、児童手当等を受給中である者

平成18年4月1日において、児童手当等を受給している者で、小学校5・6年生の児童を養育するものについては、改正法の経過措置の期間内（平成18年9月30日まで）に額改定請求を行うことにより、4月分から支給されます。

この場合は、額改定請求を提出させてください。

- (3) 現在、小学校5・6年生の児童を養育している者で、児童手当等の受給者でない者

今回の制度改正により、新たに支給要件に該当することとなった者については、改正法の経過措置の期間内（平成18年9月30日まで）に新規認定請求を行うことにより、4月分から支給されます。

この場合は、新規認定請求（前々年（平成16年）の所得証明書添付）を提出させてください。

6 制度改正に伴う事務手続きについて

新規認定請求及び額改定請求とも、「児童手当認定等請求書（届）」により平成18年5月31日

(水) までに提出してください。当該様式は、別添様式のとおりです。

7 制度改正等に伴う手当の支給

- (1) 平成18年3月31日まで小学校第3学年修了前特例給付の支給対象であった小学校4年生になった児童を同年4月1日以降も引き続き養育している者

平成18年2・3月分と制度改正に伴い支給することとなる4・5月分を合わせて、平成18年6月の給与支給日に支給されます。

- (2) 小学校5・6年生の児童に係る手当

ア 経過措置期間内（平成18年9月30日まで）に認定請求した者

制度改正に伴い支給することとなる4・5月分は、5月末日までに届け出た場合は、通常、平成18年6月の給与の支給日に、6月1日以降に届け出た場合は、通常、認定を行った日の属する月の翌月の給与の支給日に4月分以降の手当が支給されることになります。

イ 経過措置期間（平成18年9月30日まで）を過ぎて認定請求をした者

経過措置期間を過ぎているため、認定を行った日の属する月の翌月以降の分から手当が支給されることになります。

児童手当認定等請求書 (届)

平成 年 月 日提出

任命権者		(届出者) 請求者	所属				職				職員 番号			所属長 認 印	
様			氏名	印		性別	生年月日	昭平	年 月 日	住所					
請求・届出事由		認定・現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 ()													
(養育する18歳未満のすべての児童) 支給要件児童	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	別	住 所	監護の 有 無	生 計 関 係	非該当年月日	非 該 当 事 由				
						同・別		有・無	同一・維持						
						同・別		有・無	同一・維持						
						同・別		有・無	同一・維持						
						同・別		有・無	同一・維持						
						同・別		有・無	同一・維持						
						同・別		有・無	同一・維持						
所 得 の 状 況			平成 年分所得				円	配偶者 の状況	氏 名			職業			
扶 養 親 族 等 数			(うち老人扶養親族				人 人)		住 所			所得			
備 考															

※ 決 定 通 知

決定内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定年月	平成 年 月 から	月手当額	円	左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日から起算して 60 日以内に に対して審査請求をすることができます。 平成 年 月 日 任命権者職氏名 印
決定理由	児童手当の額の 基礎となる児童数		人	毎期支給額	円	
	摘 要					

証 明 書 (児童手当用)

平成 17 年度分の市町村民税における所得等の状況は次のとおりである。

氏 名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住 所						
①控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計)						(人)
②総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額						円
控 除	③ 雑 損 控 除 額					円
	④ 医 療 費 控 除 額					円
	⑤ 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額					円
	⑥ 障 害 者 控 除					障 特障 人 人
	⑦ 老年者・寡婦 (一般・特例)・寡夫・勤労学生控除					老・寡婦 (一般・特例)・寡夫・勤
(備考)						
上記のとおり、相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 市町村長 印						

(記入上の注意事項)

1. 「①」の欄は、所得税法に規定する控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の数である。
2. 「②」の欄の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額は、特別控除額の控除をしないで計算した額である。

拡 充 の 内 容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、
小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、
併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる職員については、認定請求の手続きが必要となります。
なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、
特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる職員
(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた職員は、特段の手続きをする必要はありません。
上記に該当しない職員で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

平成18年度に小学校5年生または小学校6年生の児童がいる職員
(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

平成18年4月1日時点で、児童手当を受給していない職員は「認定請求」、児童手当を受給している
職員は「額改定請求」の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない職員

所得制限の引き上げ(次ページ)により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する
職員は、「認定請求」の手続きが必要となります。

【認定(額改定)請求に必要な添付書類】

- ・所得証明書(平成16年)
- ・住民票(扶養手当上の扶養親族である場合を除く)

【児童手当制度の目的】

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

●児童手当制度の目的

1 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

2 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。(今回の制度改正に係る申請については、特例があります。)

3 支給月額

第1子 5,000円、第2子 5,000円、第3子以降 10,000円

4 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得額で判定しますが、所得額ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

扶養親族等3人 574万円未満 → 18年4月から 646万円未満

(単位:万円)

扶養親族等の数	本則給付	法附則第6条給付
	法附則第7条給付	法附則第8条給付
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1)

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2)

扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

改正児童手当 Q & A

■制度改正に伴う手続き

4/1 時点区分	新規認定又は額改定請求 (4・5月分に係る請求)	平成16年 所得証明書	住民票(扶養手当上の扶 養親族である場合を除く)
①小学校4年生のみ	手続き不要	不要 (前年提出済み)	不要
②小学校4年生 +小学校3年生未満	手続き不要	不要 (前年提出済み)	不要
③小学校5・6年生のみ	新規認定請求を提出 →平成16年の所得により決定	必要	必要
④小学校5・6年生 +小学校3年生未満	額改定請求を提出 →認定(所得制限は前年に確認済)	不要 (前年提出済み)	必要
⑤小学校4年生 +小学校5・6年生	額改定請求を提出 →認定(所得制限は前年に確認済)	不要 (前年提出済み)	必要

■年齢拡充の取扱い

問1 今回の支給対象年齢の改正により、平成18年4月に新たに支給対象拡大となる児童は、平成6年4月2日生まれ以降の児童となるのか。

(答) そのとおりです。平成5年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童が新たに支給対象となります。

問2 平成18年4月に小学校4年生になった支給対象児童をもつ受給者については、平成17年度末に消滅処理を行わず、4月分からも継続して支給となるのか。

(答) 当該受給者については、消滅処分を行うことなく、継続して支給となります。なお、この場合は、特段の手続きは必要ありません。

■新規認定請求の取扱い

問3 5歳の児童と小学校5年生の児童をもつ者から新規に認定請求する場合の支給開始時期は。また、このような場合は、認定請求書は同一(1枚)でよいのか。

(答) 全ての支給対象児童に係る手当について、同一(1枚)の認定請求書により提出してください。

支給開始時期は、経過措置期間中に提出された場合にあっては、5歳の児童に係る手当については請求のあった日の属する月の翌月分からの支給となり(4月分まで遡ることはない)、小学校5年生の児童に係る手当については4月分まで遡って認定することとなります。

問4 平成18年4月に結婚したことにより、新たに小学校4～6年生の児童を養育することとなった者が、経過措置期間(平成18年9月30日まで)に新規認定請求を提出した場合の取扱い。また、この場合に、現況届の提出は必要か。

(答) 経過措置期間内に提出された場合は、事実発生日の属する月の翌月である5月から支給されます。この場合は、平成16年分所得証明書を新規認定請求に添付してください。

また、平成18年6月以降の受給資格を確認するための現況届(平成17年分所得証明書添付)も必要です。

なお、9歳未満の児童の認定請求があった場合は、請求のあった日の属する月の翌月からの支給となります。問5も同じ。

問5 平成18年5月に結婚したことにより、新たに小学校4～6年生の児童を養育することとなった者が、経過措置期間(平成18年9月30日まで)に新規認定請求を提出した場合の取扱い。また、この場合に、現況届の提出は必要か。

(答) 経過措置期間内に提出された場合は、事実発生日の属する月の翌月である6月から支給されるので、平成17年分所得証明書を添付した新規認定請求書により、6月以降の受給資格を確認することとなります。なお、この場合は、現況届は不要です。

■額改定請求の取扱い

問6 支給対象年齢拡大による認定等請求書を提出する場合、「請求・届出事由」は何か。

(答) 請求・届出事由は、『その他(法改正)』と明記してください。

問7 現在、児童手当等を受給している者で、新たに小学校5・6年生の児童が支給対象児童となる者の額改定請求の取扱い。

請求がなくても職権で増額認定してよいか。

(答) 制度改正に伴い、支給対象児童が増える(平成18年4月に小学校5年生・6年生になった児童がいる)受給者については、額改定請求が必要です。(改正法附則第3条第2項)

また、請求がない限り、職権で増額認定することはできません。「児童手当認定請求書(届)」を提出してください。(請求・届出事由は、『その他(法改正)』。)

問8 経過措置期間を過ぎて、制度改正に伴う額改定請求があった場合、新たに支給対象となった児童に係る手当の支給開始の月はいつになるのか。

(答) 請求のあった日の属する月の翌月からになります。

問9 9歳到達で平成17年度末に受給権が消滅した受給者で、平成17年度の現況届が未提出であった（平成17年6月分より支給していない）が、現況届が提出された場合、引き続き継続という考え方でよいのか。

（答） そのとおりです。平成17年度現況届で受給資格を確認した場合は、引き続き平成18年4月以降も引き続き受給者として取り扱って差し支えありません。（新たな認定請求は不要。）

■所得制限緩和による取扱い

扶養親族等の数	本則給付 法附則第7条給付		法附則第6条給付 法附則第8条給付	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0人	301万円	460万円	460万円	532万円
1人	339万円	498万円	498万円	570万円
2人	377万円	536万円	536万円	608万円
3人	415万円	574万円	574万円	646万円
4人	453万円	612万円	612万円	684万円
5人	491万円	650万円	650万円	722万円

問10 特例給付の受給者が所得制限の緩和により、本則給付に区分が切り替わった場合には、再通知する必要があるか。

（答） 再通知の必要はありません。

問11 平成17年度児童手当等を受給できる者（小学校3年生までの児童をもつ者）で申請漏れの場合、9月30日までの間に認定請求を行った場合、所得制限緩和の対象者として平成18年4月より遡って認定できるか。

（答） 経過措置期間中の場合であっても、申請漏れであった場合については、4月分まで遡ることはできません。請求のあった日の属する月の翌月分からの支給となります。

問12 平成18年4月、5月支給分の所得については、平成16年所得で判定し、6月分以降については、平成17年所得で判定することとなるのか。

（答） そのとおりです。

問13 平成17年6月の現況届確認で所得制限により支給事由が消滅した者(現況届提出済み)が、所得制限の緩和により平成18年4月から支給対象となる場合、新たに認定請求を行うこととなるのか。あるいは、平成17年6月の現況届を再度確認することにより、職権で事務処理を行うことは可能か。

(答) 請求がない限り職権により認定することはできません。新たに認定請求書の提出が必要です。

問14 所得制限オーバーであることから、平成17年6月の現況届を提出していない者が、所得制限の緩和により平成18年4月から支給対象となる場合は、まず平成17年度分の現況届を提出し、消滅の認定を行ったうえで、新たに認定請求を行うこととなるのか。

(答) 現況届の提出は法的に必要なものであることから、認定等請求書は現況届、新規認定請求とを併せて提出させてください。なお、所得証明書(平成16年)は1部で結構です。

次に、それぞれの届の記載例・決定通知例を示します。

現況届

請求・届出事由…現況届

決定内容…消滅、支給開始又は改定年月…平成17年6月から

新規認定請求

請求・届出事由…認定

決定内容…認定、支給開始又は改定年月…平成18年4月から

提出する届の他の記載事項は、児童が増減しない限り、全く同じになります。

■経過措置の取扱い

問15 経過措置は、小学校4年生から6年生の児童がいる者と平成17年度(平成16年)所得制限限度額の超過により支給できなかったものだけか。

(答) そのとおりです。

問16 経過措置で設けられた9月30日を過ぎて認定請求した者については、請求の翌月からの支給となるのか。

(答) そのとおりです。

■現況届の取扱い(平成18年5月下旬以降は、ここを参照)

問17 法改正に伴い新規に認定請求をした者について、(5月下旬以降に提出することとなる)現況届の提出は必要か。

(答) 現況届の提出は必要です。

平成18年6月以降の手当の支給要件に該当しているか、平成17年分の所得を確認する必要があるからです。なお、今年度の現況届の提出に係る通知は5月中旬を予定しています。

問18 現在、児童手当等を受給中の者が、現況届提出の際に今回の制度改正で要件を満たす児童の氏名を記載した場合、その児童についての額改定請求があったものとみなしてよい。

(答) 問5の(答)のように、制度改正に伴い支給対象児童が増えるものについては、額改定請求を行うことが必要であり(改正附則第3条第2項)、現況届に支給要件児童の氏名を記載したことをもって請求したものとみなすことはできません。

問19 現在、受給中でない者が現況届を提出する時期になった場合でも、4・5月分を受給するには、新規認定請求(平成16年所得証明書添付)を行い、6月分以降の受給のために、現況届(平成17年所得証明書添付)の2つの届出が必要になるのか。

(答) それぞれ届出が必要となります。平成18年4月分及び5月分の児童手当等を受給するためには新規認定請求を行うことが必要であり、また、現況届は、平成18年6月以降の受給資格を確認するために必要であるためです。

■その他

問20 新規認定(改定)請求と現況届の様式は。

(答) それぞれとも「児童手当認定等請求書(届)」を使用してください。

なお、用紙は総務部掲示板またはイントラWeb(イントラトップ→総務部イントラ→行政管理課→諸手当)からダウンロードしてください。

問21 平成18年4月1日付けの人事異動により、公益法人等への派遣から復帰した職員についての取扱いは。

(答) 児童手当法第8条第2項の規定により、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給となります。つまり、4月1日に請求したとしても5月分からの支給となります。

よって、設問の者が今回の制度改正により支給対象児童もつこととなる場合は、4月分は市町村からの支給となりますので、市町村に認定(額改定)請求を行ってください。

児童手当認定等請求書(届)

新規認定請求見本

平成18年 5月22日提出

任命権者 高知県教育委員会 様		請求者 (届出者)	所属 〇〇市立〇〇小学校	職 〇〇〇	職員 番号 〇〇〇〇〇〇	所属長 認 印 〇					
氏名 〇〇 〇〇 印		性別 〇	生年月日 昭 〇年〇月〇日 平	住所 高知市〇〇〇							
請求・届出事由 認定 現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 ()											
支給要件児童 (養育する18歳未満のすべての児童)	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居別居 別 別	住 所	監護の有無 有・無	生計関係 同一・維持	非該当年月日	非 該 当 事 由	
	〇〇 〇〇	長男	男	H3.4.2	同・別		有・無	同一・維持		13 歳以上	
	〇〇 〇〇	長女	女	H6.9.1	同・別		有・無	同一・維持			
					同・別		有・無	同一・維持			
					同・別		有・無	同一・維持			
					同・別		有・無	同一・維持			
					同・別		有・無	同一・維持			
所得の状況		平成16年分所得			5,000,000円		配偶者	氏 名	〇〇 〇〇	職業	無職
扶養親族等数		3 人 (うち老人扶養親族 人)			の状況	住 所	同居	所得	0円		
備考	新規認定請求であり、「所得証明書」及び「住民票」(扶養手当上の扶養親族である場合を除く)を添付すること。										

※ 決 定 通 知

決定内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定年月	平成 年 月 から	月手当額	円	左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日から起算して 60 日以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます。 平成18年5月23日 任命権者職氏名 〇〇 〇〇 印
決定理由	児童手当の額の基礎となる児童数		人	每期支給額	円	
	摘 要					

児童手当認定等請求書 (届)

額改定請求見本

平成18年 4月27日提出

任命権者 高知県教育委員会 様		請求者 (届出者)	所属 〇〇市立〇〇小学校	職 〇〇〇	職員 番号 〇〇〇〇〇〇	所属長 認 印 〇				
氏名 〇〇 〇〇 印		性別 〇	生年 月 日 昭 〇年〇月〇日 平	住所 高知市〇〇〇						
請求・届出事由 認定・現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 (法改正)										
支給 要件 児童 (養育する18歳未満のすべての児童)	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	住 所	監護の 有 無	生 計 関 係	非該当年月日	非 該 当 事 由
	〇〇 〇〇	長男	男	H3.4.2	同・別		有・無	同一・維持		13歳以上
	〇〇 〇〇	長女	女	H6.9.1	同・別		有・無	同一・維持		
	〇〇 〇〇	次男	男	H16.5.1	同・別		有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
					同・別		有・無	同一・維持		
所 得 の 状 況		平成16年分所得 6,500,000円			配偶者	氏 名	〇〇 〇〇	職業	無職	
扶 養 親 族 等 数		4 人 (うち老人扶養親族 人)			の状況	住 所	同居	所得	0円	
備考										

※ 決 定 通 知

決定内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定年月	平成 年 月 から	月手当額	円	左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日から起算して60日以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます。 平成18年4月28日 任命権者職氏名 〇〇 〇〇 印
決定理由	児童手当の額の 基礎となる児童数		人	每期支給額	円	
	摘 要					